

第2号の4様式（第8条関係）

世田谷区無認可保育施設保育料補助金交付に係る在籍証明書

世田谷区長 へ

下記利用児童について、2・3のとおり、契約状況及び納入状況について証明する。

記

発行日

年 月 日

施設所在地

施設名称

代表者職・氏名



1 入所児童について

入所児童氏名	
生年月日	
入所児童住所	
入所年月日	
退所年月日	

2 月極め契約状況（実際に預かった時間ではなく、月の契約時間をご記入ください）

月	時間	月	時間	月	時間
4月	時間	8月	時間	12月	時間
5月	時間	9月	時間	1月	時間
6月	時間	10月	時間	2月	時間
7月	時間	11月	時間	3月	時間

※令和5年度の利用状況についてご記入ください。

※ベビーホテル・その他施設における利用者支援の場合、160時間未満の月は対象外です。

3 月極め納入保育料（実際に徴収した保育料*をご記入ください）

月	納入保育料	月	納入保育料	月	納入保育料
4月	円	8月	円	12月	円
5月	円	9月	円	1月	円
6月	円	10月	円	2月	円
7月	円	11月	円	3月	円

※令和5年度の利用状況についてご記入ください。

※保育料には、基本の保育料・給食代・おやつ代・保育材料費・光熱水費・年会費（月額に換算して計上）を含む金額をご記入ください。ただし、入会金、延長保育料および延長保育時間に係る給食代やおやつ代は含みません。

※減額または返金を行った場合は、減額等後の保育料をご記入ください。

裏面あり

【施設運営事業者の方へ】

世田谷区では、認可外保育施設に預けている保護者の方で、対象要件を満たす方に、保育料の一部補助を行っております。本証明書は、補助金を受給するために必要な書類となっております。お手数ではございますが、必要事項を記入のうえ、証明書を発行いただくよう、お願いいたします。

【注意事項】

- ①証明書の発行は、代表者（施設長又は設置者等）が行い、必ず印鑑を押印してください。
※押印がない場合は、補助金審査の対象外となります。
- ②証明書の発行は、証明を行う期間の最終月以降に行ってください。
※例えば、4月～6月の証明を行う場合、6月以降に発行してください。
※ただし、発行日の日付は、令和6年3月31日以前の日付としてください。
- ③利用状況及び納入保育料の状況は、一度証明をいただいた月については省略できます。
- ④訂正する場合は、証明者の印と同一印で訂正をお願いいたします。

その他、証明書の記入方法等不明な点につきましては、以下担当までご連絡ください。

【問合せ先】

世田谷区 子ども・若者部 保育認定・調整課 認可外保育施設担当
電話：03-5432-2313